

宮崎県国土強靱化地域計画の概要

序章 宮崎県国土強靱化地域計画とは

1 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)に基づき、本県においても南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

2 計画の位置付け

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、地域強靱化に関する県の他の計画の指針となるべきものであり、国の基本計画との調和を図るものとする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 強靱化の取組姿勢
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- (3) 効率的な施策の推進
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進

3 基本的な進め方

基本計画を参考にPDCAサイクルによる強靱化の取組の推進

- (1) 目標の明確化、主たる災害リスクの特定・分析
- (2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定と影響分析・評価、脆弱性の特定
- (3) 脆弱性の分析・評価、課題と対応方針の検討
- (4) 必要な施策の見直し、対応方針を計画的に実施
- (5) 結果の評価、全体の取組の見直し・改善

第2章 本県における災害リスク

強靱化に関する施策検討の前提となる、本県に被害をもたらした過去の災害及び今後想定される災害について整理。(台風等の風水害 南海トラフ地震等の地震・津波 霧島山火山)

第3章 脆弱性の評価

1 評価の枠組み及び手順

国の基本計画の策定手順等を参考に脆弱性の評価を実施。

- (1) 想定するリスク 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害
- (2) 施策分野

【個別施策分野】

行政機能 / 警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー・情報通信、産業 交通・物流、農林水産、国土保全、環境

【横断的分野】

リスクコミュニケーション、老朽化対策、産学官民・広域連携、地域活性化

- (3) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
基本計画を基本に、本県の地域特性等を踏まえ8つの目標及び41のリスクシナリオを設定。

2 評価結果のポイント

- (1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要
- (2) 代替性、冗長性等の確保が必要
- (3) 国、市町村、民間等との連携が必要

第4章 地域強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策とその方向性について、施策分野ごとに推進方針として整理。

1 個別施策分野

(1) 行政機能 / 警察・消防等

- ・県及び市町村の防災体制の充実・強化、広域応援・受援体制の構築
- ・県民防災意識の向上、自主防災組織活性化
- ・警察・消防の体制強化 など

(2) 住宅・都市

- ・住宅・建築物等の耐震化及び火災予防対策
- ・上下水道等のインフラ施設の耐震化推進
- ・津波避難施設の整備、津波避難場所確保
- ・応急仮設住宅供給体制の充実 など

(3) 保健医療・福祉

- ・医療施設、社会福祉施設の耐震化、災害時の医療体制整備
- ・要配慮者・避難行動要支援者対策の推進
- ・災害ボランティアの体制強化 など

(4) エネルギー・情報通信

- ・自立・分散型エネルギーの導入促進
- ・災害時の燃料調達、供給体制の整備
- ・情報インフラの確保、避難施設における通信整備 など

(5) 産業

- ・BCP策定をはじめとした企業防災の促進
- ・被災中小企業、労働者への金融支援、旅行者等の防災対策 など

(6) 交通・物流

- ・緊急輸送等のための交通インフラ確保
- ・高速道路ミッシングリンクの早期解消
- ・東九州新幹線の整備計画路線格上げ など

(7) 農林水産

- ・農地農業施設の保全
- ・農業用ため池等の防災対策
- ・漁港の防災対策、森林整備 など

(8) 国土保全

- ・河川堤防、海岸保全施設等の地震津波対策
- ・土砂災害危険箇所対策、山地災害の復旧や土砂流出の防止
- ・施設の長寿命化
- ・水防災意識社会の構築 など
- ・津波・洪水・土砂災害ハザードマップの整備
- ・地籍調査の推進
- ・建設業の担い手育成 など

(9) 環境

- ・災害廃棄物処理対策
- ・浄化槽の強靱化対策
- ・有害物質拡散・流出の防止対策

2 横断的分野

(1) リスクコミュニケーション

- ・地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備
- ・人材育成、住民同士の助け合い・連携による災害対応能力の向上 など

(2) 老朽化対策

- ・宮崎県公共施設等総合管理計画に基づく総合的・計画的な施設管理
- ・建物系施設、インフラ施設の点検・診断・修繕的確な実施 など

(3) 産学官民・広域連携

- ・県の資源を生かした防災関連製品等の開発
- ・企業、NPO、ボランティア等の積極的な活用
- ・九州、県内自治体等との広域連携体制構築 など

(4) 地域活性化

- ・本県の特長や強みを生かした産業の創出
- ・地域での生活機能の維持・充実
- ・地域防災の中核となる人材の育成・確保 など

第5章 地域計画の推進と不断の見直し

- 1 県の他の計画等の必要な見直し
- 2 計画の進捗管理

- 3 地域計画の不断の見直し
- 4 市町村地域強靱化計画の策定支援

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	発生時	発生直後	復旧	復興	
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災				
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生				
		1-4	台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態				
		1-6	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態				
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
		2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足				
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの手断による医療機能の麻痺				
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下				
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発				
		3-3	県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞				
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
		5-4	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止				
		5-5	食糧等の安定供給の停滞				
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止					
	6-2	上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止					
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態					
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生					
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生					
	7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺					
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
	7-5	有害物資の大規模拡散・流出					
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-4	高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態					